

記載例

別記第1号様式

依頼試験申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

北海道立総合研究機構理事長 様

依頼者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目1-1 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の職氏名) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印※1 電話番号 011-000-0000
振込依頼書 (請求書) の送付先 (上記と異なる場合)	住所 〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1-20 〇〇〇〇株式会社 旭川支店 氏名 〇〇 〇〇 電話番号 0166-00-0000

※1 過去に使用料又は手数料の収入契約を締結・履行したことがない方が、手数料を後納しようとする場合には、押印 (法人にあっては代表者印等) と確認書類が必要な場合がありますので、担当者にお問い合わせください。

依頼試験の項目名	建築材料の熱伝導率試験 (熱流計法・気乾)		
試験体の名称・サイズ及び数量	〇〇〇〇断熱材 (300×300×50mm) 3体 複数の種類を提出される場合は、必ず区分できるようにしてください。	成績書の必要部数 2部以上希望の場合は成績書の写し (謄本) になります。 (追加1部につき1,940円かかります)	1部
依頼内容	建築材料の熱伝導率試験 JIS A 1412-2 に準拠 (測定中心温度23℃・温度差20K) 試験体製作日: 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
担当者名	所属: 〇〇部〇〇課 氏名: 〇〇 〇〇 連絡先: 0166-00-0000		
その他の事項※2	その他、ご依頼に際し必要な事項等がございましたら適宜記載して下さい。		

※2 必要に応じて記載してください。

以下 道総研記入欄 (事務処理・料金計算用) ※依頼者は記入しないでください。

収受印	項目	単価	件数	金額 (税込)
【試験				円
				円
				円
				円
担当者	合計			円

当所で使用しますので記入しないで下さい。

地方独立行政法人北海道立総合研究機構依頼試験に関する規程

平成22年4月1日規程第61号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う依頼試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 依頼試験とは、外部からの依頼に基づき、試験、分析、測定、調査等を実施することをいう。

(事前相談)

第3条 道総研に依頼試験の実施を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、あらかじめ当該依頼試験を実施する地方独立行政法人北海道立総合研究機構組織規定（平成22年4月1日規程

第4号）第2条に規定する組織（以下「当該機関」という。）の担当研究職員（以下「担当職員」という。）に、口頭その他の方法により依頼しようとする依頼試験等の内容について相談（以下「事前相談」という。）し、申込みに必要な事項について当該担当職員の確認を受けなければならない。

2 当該機関の長は、原則として前項に定める事前相談を終了し、担当職員の確認を受けた申込み以外は、これを受理しない。

(申込み)

第4条 依頼者は、前条の規定により依頼試験の実施内容の事前相談が終了した後、依頼試験申込書（別記第1号様式）又は依頼調査申込書（別記第2号様式）を当該機関の長に提出するものとする。

2 当該機関の長は、前項の規定による依頼試験等の内容を決定するために必要な供試物又は原材料（以下「現品」という。）の提供を依頼者に求めることができる。この場合において、現品の提供に要する経費は依頼者が負担するものとする。

(依頼試験実施内容の決定)

第5条 当該機関の長は、前条に規定する申込書に基づき、依頼試験等の実施内容を決定するものとする。

(依頼試験の結果)

第6条 当該機関の長は、依頼試験を終えたときは、当該機関が定める様式の依頼試験等報告書又は試験分析等成績書（以下「報告書等」という。）を依頼者に交付するものとする。

2 依頼者は、報告書等の謄本の交付を受けようとするときは、成績書等謄本交付申込書（別記第3号様式）を当該機関の長に提出しなければならない。ただし、第4条の依頼試験等申込書に併記してこれを請求することができる。

(手数料)

第7条 依頼試験の手数料については、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程（平成22年4月1日規程第50号）」による。

2 依頼者は、前項の規定に係る手数料について、定められた期日までに納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第8条 既に支払われた手数料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返納することができる。

(1) 道総研の責めに帰する理由により依頼試験等ができなくなったとき。

(2) 当該機関の長がその他特別の理由があると認めたとき。

(依頼物品の返還等)

第9条 依頼試験のために提出された現品は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

2 現品の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。

3 道総研は、現品の滅失又は損傷に対しては、賠償の責任を負わない。

依頼試験をお受けするにあたって、大切な事が書かれていますので必ずご一読ください。